

○自動車等運転免許事務取扱の代行に関する訓令

(平成2年8月22日本部訓令第11号)

改正	平成3年5月17日本部訓令第11号	平成3年10月9日本部訓令第14号	平成6年4月27日本部訓令第12号
	平成8年8月30日本部訓令第12号	平成10年1月30日本部訓令第1号	平成10年9月10日本部訓令第11号
	平成11年10月27日本部訓令第17号	平成13年3月26日本部訓令第2号	平成14年5月29日本部訓令第10号
	平成17年3月25日本部訓令第8号	平成17年3月31日本部訓令第10号	平成17年11月2日本部訓令第22号
	平成18年4月18日本部訓令第15号	平成18年8月25日本部訓令第25号	平成18年12月20日本部訓令第28号
	平成19年3月8日本部訓令第6号	平成19年6月1日本部訓令第13号	平成19年7月19日本部訓令第20号
	平成19年9月25日本部訓令第23号	平成19年9月28日本部訓令第24号	平成20年9月24日本部訓令第20号
	平成21年5月28日本部訓令第8号	平成21年8月26日本部訓令第14号	平成22年1月15日本部訓令第1号
	平成23年2月15日本部訓令第2号	平成24年3月22日本部訓令第10号	平成24年7月5日本部訓令第22号
	平成26年5月27日本部訓令第11号	平成28年4月27日本部訓令第14号	平成29年3月10日本部訓令第6号
	令和元年6月25日本部訓令第3号	令和元年11月29日本部訓令第6号	令和2年12月24日本部訓令第28号
	令和3年9月30日本部訓令第15号	令和4年5月12日本部訓令第10号	令和5年12月22日本部訓令第25号

自動車等運転免許事務取扱の代行に関する訓令を次のように定める。

自動車等運転免許事務取扱の代行に関する訓令(昭和47年9月鳥取県警察本部訓令第12号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第2条)

第2章 運転免許試験等(第3条—第14条)

第3章 運転免許の事務(第15条—第34条)

第4章 指定自動車教習所及び指定講習機関事務(第35条—第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、鳥取県警察本部長専決規程(昭和36年鳥取県公安委員会訓令第1号)に基づき、鳥取県警察本部長(以下「本部長」という。)が専決する運転免許(以下「免許」という。)に係る事務のうち、同訓令第4条の規定により、交通部長(以下「部長」という。)、交通部運転免許課長(以下「主管課長」という。)及び警察署長(以下「署長」という。)に代行させる事務(以下「代行に係る事務」という。)を処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(代行事務の範囲)

第1条の2 本部長の専決事項のうち、部長、主管課長及び署長は、別表第1に掲げる区分により、事務の代行をすることができる。

第2条 主管課長及び署長は、代行に係る事務について、その処理に異議があるとき、又は、自らの判断のみで処理することが適当でないとき、速やかに本部長の指揮を受けなければならない。

2 主管課長及び署長は、代行した事務の実施結果を毎月取りまとめ本部長に報告しなければならない。

第2章 運転免許試験等

(試験実施場所等)

第3条 運転免許試験(以下「試験」という。)は、主管課長又は主管課長が本部長の承認を受けて指名する職員が試験実施責任者(以下「実施責任者」という。)となって行うものとする。

2 試験は、自動車運転免許試験場(以下「試験場」という。)のほか、次の場所において行うものとする。

(1) 鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年12月鳥取県公安委員会規則第8号。以下「細則」という。)第15条の表中ただし書きに規程する適性試験は、運転免許課(以下「主管課」という。)、試験場及び西部地区運転免許センター(以下「主管課(西部)」という。)において行うものとする。

(2) 細則第15条の表左項下欄に規定する場所は、主管課長が指定する。

3 細則第15条の表右項上欄に掲げる試験及び同表左項上欄に掲げる試験(仮運転免許(以下「仮免許」という。)を除く。)は、主管課長があらかじめ指定する日に行うものとする。

4 大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)、大型特殊自動車免許(以下「大型特殊免許」という。)、けん引免許、大型特殊自動車第二種免許(以下「大型特殊第二種免許」という。)及びけん引第二種免許の試験を集団で受けようとする者がある場合は、特別試験実施申請書(別記様式第1)によって申請させるものとする。

(試験問題の作成等)

第4条 運転免許試験の実施責任者は、主管課長の決裁を受け、学科試験問題及び技能試験の走行コース(以下「試験コース」という。)をあらかじめ作成しておくものとする。

2 学科試験の出題方法及び出題数は、次表のとおりとする。

免許の種類	出題方法	出題数
第二種運転免許(以下「第二種免許」という。)、大型免許、中型免許、準中型免許、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、大型特殊免許、大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)、普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)	正誤式	95問 (うちイラスト5問)
小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。) 原動機付自動車免許(以下「原付免許」という。)	正誤式	48問 (うちイラスト2問)

3 学科試験問題は、鳥取県警察の秘密文書の取扱いに関する訓令(昭和51年11月鳥取県警察本部訓令第14号)に規程する秘密文書に準じて取り扱い免許試験問題管理簿(別記様式第2)によって、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

(受験者名簿等の作成)

第5条 実施責任者は、試験を行う日ごとに運転免許試験実施状況(別記様式第3)及び受験者名簿(別記様式第4)を作成して試験の結果を明らかにしておかなければならない。

(試験の実施)

第6条 実施責任者は、試験実施の都度所属職員の運転免許試験員(以下「試験員」という。)の中から主任試験員及び試験員を指名して、試験を実施させるものとする。

2 主任試験員は、試験員を指揮して命ぜられた試験の実施を統括するとともにその結果を受験者名簿に記入し、実施責任者に報告するものとする。

(試験問題等の指定の明確化)

第7条 実施責任者は、学科試験問題指定簿(別記様式第5)及び試験コース指定簿(別記様式第6)によって試験ごとに使用した学科試験問題及び試験コースを明らかにしておくものとする。

(試験の実施方法)

第8条 試験は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第23条から第28条の4までの規程によるほか次の要領によって行うものとする。

(1) 適性試験

身体の障害のある者に対する適性試験は、警察庁が示す方法によって行う。

(2) 学科試験

ア 制限時間は次のとおりとする。

出題数	制限時間
95 問の場合	50 分
48 問の場合	30 分

イ 答は、受験者登録用紙(別記様式第 7)に記入させるものとし、口頭による試験は行わない。

(3) 技能試験

技能試験は、警察庁が示す基準によって行うものとする。

2 主管課長は、別に定める要領で試験登録番号を指定し、事務処理の効率化を図るものとする。

(外国等の免許を有する者の試験の実施方法)

第 8 条の 2 本邦の域外にある国又は地域(以下「外国等」という。)の行政庁若しくは権限のある機関(以下「行政庁等」という。)の免許を有する者に対する、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 97 条の 2 第 2 項の確認方法は、別に定める。

(合格者の決定等)

第 9 条 実施責任者は、学科試験採点結果表(別記様式第 8)及び技能試験成績表(別記様式第 9)により報告された成績について、規則第 23 条から第 25 条までの規定に基づいて合格者を決定するものとする。

2 実施責任者は、合格者に対しては運転免許証(以下「免許証」という。)を交付するものとし、学科試験不合格者に対しては、試験結果表(別記様式第 10)及び運転免許試験成績通知書(別記様式第 11)を、技能試験不合格者に対しては、試験結果表を交付するほか、当該免許申請書に添付された書類を返還するものとする。

3 試験結果表には、法第 97 条第 1 項に掲げる各号ごとに合格した事項には[合格]の印を、不合格の事項には(不)の印をそれぞれ押し、法第 97 条の 2 の規程により試験が免除される者については[免除]の印を押し、また、確認印欄には、鳥取県公安委員会公印規程(昭和 34 年鳥取県公安委員会規程第 6 号。以下「公委公印規程」という。)別表に定める第 7 号又は第 9 号の印を押し、仮免許試験の場合は、鳥取県警察公印規程(平成 18 年鳥取県警察本部訓令第 5 号)別表に定める専用本部長の項第 5 号の印を押しものとする。
(初心運転者期間制度に関する規程の準用)

第 10 条 第 4 条及び第 6 条から第 9 条の規程は、再試験についても準用する。

(一部合格の証明等)

第 11 条 学科試験に合格したことの証明は、試験結果表によって行う。

2 試験結果表には、受験者の識別を明らかにするため免許申請に提出した申請用写真を貼付するものとする。

3 実施責任者は、外国等の行政庁等の免許を受けた者が、法第 97 条の 2 第 2 項及び道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 34 条の 4 第 2 項の試験の一部免除の適用を受けようとする場合は、外国等免許一部免除試験報告書(別記様式第 12)によって当該免許の取得状況等を聴取した後、主管課長の報告するものとする。
(受験停止等の手続き)

第 12 条 主任試験員又は試験員は、不正の手段により試験を受け又は受けようとした者を発見したときは、受験者が受験中の場合は試験を中止させるとともに不正受験発見(認知)報告書(別記様式第 13)により直ちに実施責任者を経て主管課長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた主管課長は、その事実があったと認められるときは運転免許試験合格決定取消し・受験停止処分上申書(別記様式第 14)により速やかに公安委員会に対し、受験停止の処分又は合格決定の取消し処分の上申をしなければならない。

3 試験の合格取消し通知は、細則第 19 条の自動車運転免許試験合格取消し通知書をもって通知すること。

(限定解除等の審査)

第 13 条 法第 91 条の規程により運転することができる自動車等の種類を限定された者又は自動車等の運転について必要な条件を付された者から、その限定又は条件の解除・変更の申請があった場合は、次の要領によって審査を行うものとする。

申請種別		実施責任者	審査場所	審査要領	合格基準
運転することができる自動車等の限定解除	指定自動車教習所が発行した技能審査合格証明書を添付した者	主管課長	主管課 試験場 主管課(西部)	書面審査	/
	その他		試験場		
自動車の運転について必要な条件の解除	補聴器の使用に係る条件が付された運転免許を受けている者	主管課長	試験場	別に定める基準	/
	その他	主管課長	主管課 試験場 主管課(西部)	適性試験に準ずる。	規則第 23 条

2 前項の規程による審査の合否は、実施責任者が決定するものとする。

- 3 実施責任者は、第1項の審査に合格した者に対しては、別に定める要領によって当該免許証を訂正して交付するとともに、申請書に訂正済である旨の表示をして取扱者の印を押すものとする。

(緊急自動車の運転資格の審査)

第14条 規則第15条の2に規程する緊急自動車の運転資格の審査は、別に定める審査要領によって主管課長が行うものとする。

第3章 運転免許の事務

(運転免許申請の受理)

第15条 運転免許申請を受理する場所は、次のとおりとする。

免許の種類	受理場所
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊免許、けん引免許、大型特殊第二種免許、けん引第二種免許	試験場
小型特殊免許、原付免許 適性試験のみのもの	主管課 試験場 主管課 (西部)

(運転免許関係申請書の添付書類等)

第16条 運転免許に関する申請書等に添付し、又は提示する書類等(以下「添付書類等」という。)及び記載上の注意事項は、申請書に記載する事項及び添付、提示すべき書類等(別表第1の2)のとおりとする。

- 2 前項に定める添付書類等のうち、提示することとされているものは、事実を確認した者がその旨を試験結果表の備考欄に記載し、確認印を押すものとする。
- 3 病気の症状等の自己申告書等により、運転免許試験に合格した者が法第90条第1項第1号から第2号までに該当する疑いがあるとき、又は免許を受けた者が法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する疑いがあるときの処理方法は、別に定める。

(免許証更新の連絡)

第16条の2 主管課長は、法第101条第1項の規定に定める免許証の更新期間内に適性検査を受けようとする者に、運転免許証更新のお知らせ(別記様式第14の2)を作成し、送付するものとする。

- 2 運転免許証更新のお知らせの作成及び送付等の処理方法は、別に定める。

(免許証更新申請書の受理等)

第17条 免許証更新申請書(以下「更新申請書」という。)を受理する場所及びこれを受理した場所の長の処理方法は、更新申請書の処理要領(別表第2)のとおりとする。

- 2 適性検査を行うに当たって、新たに条件を付する等の特別なものを発見したときは、次の各号によって処理するものとする。
 - (1) 視力に関する条件を新たに付するか又は解除・変更する場合は、更新申請書の免許の条件等欄にその旨を記載し、主管課長に送付すること。
 - (2) 視力又は深視力の検査によって、現在処理する免許の合格基準に達しないが、下位免許によって運転することができる自動車等の免許については合格基準に適合し、本人がその下位免許の取得を希望する場合には、「適正検査によって合格基準に達しない場合の措置」(別表第3)の例によって措置すること。
 - (3) 身体障害により、運転することができる自動車等を新たに限定する必要があると認めるときは、主管課長にその旨を報告し措置について指揮を受けること。
 - (4) 適性検査の結果、一時的疾病等のため不合格となった者については「適性検査によって合格基準に達しない場合の措置」の備考欄2及び3によって措置すること。
- 3 更新申請書を受領した場合に、当該免許証の有効期間内に更新された免許証が交付できない場合は、その免許証の備考欄に別に定める要領により交付可能な最小限度の有効期間を指定するものとする。

第17条の2 免許証経由更新申請書類(以下「経由更新申請書類」という。)を受領する場所及びこれを受領した場所の長の処理方法は、経由更新申請書類の処理要領(別表第2の2)のとおりとする。

第17条の3 県外から送付された経由更新申請に伴う更新申請書を受領する場合は、次の要領によって処理するものとする。

- (1) 法第101条の2の2第5項の規定による適性検査は、更新時適性検査通知書(別記様式第14の4)を交付して行うものとし、その結果については更新申請書に記載し、検査者が押印する。
- (2) 警察共通基盤システムによる運転者管理業務(以下「運転者管理業務」という。)を使用する端末(以下「免許端末」という。)をもって別に定める要領によって処理する。
- (3) 更新申請書を複写撮影装置に読み込ませ、免許証を作成し、同時に免許情報をファイリングする。
- (4) 経由地で更新時講習を受講していない者は、当県で受講させる。
- (5) 免許証の交付(送付による交付を除く。)は後日交付するものとし、旧免許証と引換えに免許証の住所地を管轄する主管課、試験場及び主管課(西部)で行う。
- (6) 送付による交付の場合にあつては、住所地以外の公安委員会を経由して更新申請に係る免許証の代理受領・送付に関することについて、公安委員会が協定を締結しているものに交付させることができる。
(免許の効力停止中の者から更新申請があつた場合の措置)

第 18 条 免許の効力停止中に、当該免許証の有効期間が満了する者から免許停止処分通知書(以下「処分通知書」という。)又は免許停止期間短縮通知書(以下「短縮通知書」という。)を提示して免許証の更新申請があった場合は、次の要領によって処理するものとする。

(1) 処分期間は、処分通知書又は短縮通知書によって確認し、処分期間の最終日を「年月日まで効力停止」の要領によって更新申請書の下部に記載し、取扱者が押印すること。

(2) 主管課長は、前号の者に対する更新免許証を所轄署長に送付するときは、「年月日まで効力停止」と記載した付せんを付けること。

第 19 条 削除

(免許証再交付申請書の受理簿)

第 20 条 免許証再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)を受理する場所は、主管課、試験場及び主管課(西部)とする。

2 再交付申請書を受理した場所の長は、再交付申請書の処理要領(別表第 4)によって処理するものとする。

3 再交付申請書を受理した主管課長は、免許証再交付申請者名簿(別記様式第 17)を作成し、住所地为管轄する署長に送付すること。

4 再交付申請者名簿を受理した署長は、再交付免許証の不正取得等の発見に活用すること。

(免許証記載事項変更届の受理等)

第 21 条 免許証記載事項変更届(以下「記載事項変更届」という。)を受理する場所は、主管課、試験場及び主管課(西部)並びに原則として住所地为管轄する警察署及び幹部派出所(以下「免許センター等」という。)とする。

2 前項に掲げる受理場所の長は、記載事項変更届を受理したときは、次の要領によって処理するものとし、受理した記載事項変更届は、速やかに主管課長に送付すること。また、法第 93 条の 2 による電磁的方法により記録された免許証(以下「ICカード免許証」という。)の記載事項変更届を受理したときは、追記装置を用いて、ICチップに必要な変更事項を追記すること。

(1) 住所変更の場合

ア 公安委員会の管轄区域内で変更があった場合

(ア) 規則第 20 条に規定する書類に基づき処理すること。

(イ) ICカード免許証以外の免許証の場合

免許証備考欄(以下「備考欄」という。)に届出年月日及び新住所を記載して、公委公印規程の別表に定める第 9 号の印を押すこと。

(ウ) ICカード免許証の場合

免許センター等に設置してある追記装置を用いて I Cチップに変更に係る事項を追記するとともに、備考欄に届出年月日及び新住所を記載して、公委公印規程の別表に定める第 9 号の印を押すこと。

(エ) 記載事項変更届には、取扱者が訂正した旨を明らかにするため押印すること。

イ 公安委員会の管轄区域外から転入してきた場合

(ア) 規則第 20 条に規定する書類に基づき処理すること。

(イ) I Cカード免許証以外の免許証の場合

備考欄に届出年月日及び新住所を記載して、公委公印規程の別表に定める第 9 号の印を押すこと。

(ウ) I Cカード免許証の場合

免許センター等に設置してある追記装置を用いて I Cチップに変更に係る事項を追記するとともに、備考欄に届出年月日及び新住所を記載して、公委公印規程の別表に定める第 9 号の印を押すこと。

ウ 公安委員会の管轄区域外に転出した場合

主管課長は、電子計算機によって印字された県外転出一覧表（臨適対象者）（別記様式第 19）によって転出状況を明らかにし、これを保存すること。

(2) 氏名又は本籍変更の場合

ア 規則第 20 条に規定する書類に基づき処理すること。

イ I Cカード免許証以外の免許証の場合

備考欄に届出年月日及び変更になった事項を別に定める要領によって記載し、公委公印規程の別表に定める第 9 号の印を押すこと。

ウ I Cカード免許証の場合

(ア) 主管課、試験場及び主管課（西部）、警察署及び幹部派出所に設置してある追記装置を用いて I Cチップに変更に係る事項を追記すること。

(イ) 氏名の変更については、アによって処理し、本籍の変更については、備考欄に変更事実のみを記載すること。

3 I Cチップに住所が記録されていない I Cカード免許証の保有者から、I Cチップへの住所の記録の申請があった場合は、運転免許証住所記録申請書（別記様式第 19 の 2）により I Cチップに住所を記録すること。

（運転経歴証明書の交付申請）

第 21 条の 2 運転経歴証明書（以下「経歴証明書」という。）の交付申請を受理する場所及びこれを受理した場所の長の処理方法は、運転経歴証明書交付申請書の処理要領（別表第 4 の 2）のとおりとする。

（運転経歴証明書記載事項変更届の受理等）

第 21 条の 3 運転経歴証明書記載事項変更届を受理する場所は、免許センター等とし、第 21 条第 2 項の規定に準じて処理するものとする。

(運転経歴証明書の再交付申請)

第 21 条の 4 経歴証明書の再交付申請を受理する場所は、主管課、試験場及び主管課(西部)とし、受理した場所で経歴証明書を即日交付するものとする。

2 平成 24 年 4 月 1 日以前に発行された経歴証明書(以下「旧経歴証明書」という。)の交付を受けた者(以下「旧経歴証明書保有者」という。)から経歴証明書の交付の申請があったときは、再交付申請として受理するものとする。この場合において、申請の受理は、警察署及び幹部派出所でもできるものとし、後日旧経歴証明書と引換えに経歴証明書を交付するものとする。

なお、旧経歴証明書保有者が郵送交付を希望した場合は、申請時に旧経歴証明書を返納させるものとする。

(運転経歴証明書の返納)

第 21 条の 5 運転経歴証明書返納届を受理する場所は、免許センター等、交番及び駐在所とし、返納を受けた経歴証明書は、速やかに監督者立会いの下に裁断処理した上、その状況を返納運転経歴証明書処理簿(別記様式第 19 の 3)により明らかにしておくものとする。

2 免許センター等、交番及び駐在所で受理した運転経歴証明書返納届は、速やかに主管課長に送付するものとする。

(公安委員会の管轄区域外への免許情報の送付)

第 22 条 主管課長は、管轄を異にする公安委員会から免許情報の送付の依頼があった場合は、次の要領で処理するものとする。

(1) 運転免許情報送付処理簿(別記様式第 20)に記載し、免許情報の送付状況を明らかにしておくこと。

(2) 免許情報は、運転者管理業務における県間データ送信機能(以下「県間データ送信機能」という。)により送付すること。ただし、県間データ送信機能により送付できないときは、運転免許情報送付書(別記様式第 21)により送付すること。

(免許端末による事務処理)

第 23 条 鳥取県に住所を置く運転者、免許を取得しようとする者の免許及び初心運転者制度に係る事務処理は、免許端末を使用して主管課長が行うものとする。

2 前項の事務処理要領は、別に定める。

(登録票等の作成)

第 24 条 新規、更新、再交付等免許に係る登録及び初心運転者等に係る登録に必要な登録票等は別に定める要領によって主管課長が作成するものとする。

(登録票等の審査)

第 25 条 主管課長は、主管課、試験場及び主管課(西部)の免許事務担当者の中から免許登録審査責任者(以下「登録審査責任者」という。)を氏名するものとする。

2 登録審査責任者は、作成された登録票等について登録等の必要の有無及び記載内容の不備、誤り等について審査するものとする。

3 免許に関する登録等の事務は、登録審査責任者が処理するものとする。ただし、別に定める特異な登録(以下「特異登録」という。)をする場合は、主管課長の指揮を受けなければならない。

4 主管課、試験場及び主管課(西部)の長は、特異登録整理簿(別記様式第 22)を備え、特異登録のてん末が明らかになるように記録しておかなければならない。

5 主管課、試験場及び主管課(西部)の長は、処理して登録等の状況を翌日、運転免許事務及び免許端末取扱状況表(別記様式第 23)によって主管課長に報告しなければならない。

(登録・照会)

第 26 条 主管課長は、運転者管理業務における免許情報の登録・照会を行わせる場合、別に定めるアクセス範囲に応じ免許端末の操作者を指定しなければならない。

(免許証の作成)

第 27 条 免許証は、警察庁の定める要領によって主管課長が作成するものとする。

2 警察庁情報処理センターに登録の結果、免許証の交付について支障がない旨を確かめた後でなければ、原則として免許証を作成しなければならない。

3 免許証の免許の条件等に記載する用語及びその意味は、免許関係用語の意味(別表第 5)のとおりとする。

(照会番号リスト)

第 28 条 主管課、試験場及び主管課(西部)の長は、照会番号リスト(別記様式第 24)を備え、免許証の交付状況を明らかにしておかなければならない。

(免許情報の作成、保管)

第 29 条 主管課長は、免許証を発行する都度、免許情報を作成し、免許情報ファイルを保管するものとする。

2 既に免許を持っている者に対し、新免許情報を作成したときは、旧免許情報を履歴として免許情報ファイルに保存しておくものとする。

(カード)

第 30 条 主管課、試験場及び主管課(西部)の長は、カード受払簿(別記様式第 25)を備えて、カードの出納を明らかにしておくものとする。

(免許証の交付)

第 31 条 免許証は経由更新申請並びに免許証の交付を受けようとする者、免許証の再交付を受けようとする者及び免許証の更新を受けようとする者(以下これらを「申請者」という。)が持参する申請用写真(以下「持参写真」という。)により免許証を作成

する場合を除き原則として即日交付とし、主管課長又は所轄署長が次の要領で交付するものとする。

(1) 主管課長が交付する場合

ア 免許証は、申請者に直接交付すること。

イ 免許証は、申請者がやむを得ない理由によって出頭できない場合又は持参写真により免許証を作成する場合は、委任状の提出を求め、代理人に交付することができる。

ウ 免許証は、免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許（以下「併記免許」という。）に係る免許証を交付する場合を除き、送付により交付する場合は、免許証の代理受領・送付に関することについて、公安委員会が協定を締結しているものに交付させることができる。

エ 免許証は、運転免許証受領書（別記様式第 26。以下「免許証受領書」という。）と引き換えに交付すること。ただし、併記免許に係る免許証及び更新免許証を交付する場合は、免許証受領書に代えて現に有する免許証と引換えに交付することができる。

オ 申請者が設定する暗証番号（以下「暗証番号」という。）及び本（国）籍の記録内容を本人に通知すること。

(2) 所轄署長が交付する場合

主管課長は、所轄署長が交付する免許証を運転免許証送付書（別記様式第 27）によって送付するものとし、所轄署長は、これを前号の例によって交付すること。

2 持参写真により作成する免許証は、原則として即日交付とし、主管課、試験場、主管課（西部）で交付するものとする。

3 主管課長又は所轄署長は、法第 92 条第 2 項の規定により、併記免許証を交付する場合において、現に有する免許証を遺失等して旨の申出があったときは、次によって処理すること。

ア 併記免許証の交付を取りやめ、第 20 条第 2 項に定める要領により免許証の再交付申請をさせるものとする。

イ 主管課長は、前記アの再交付申請書に基づく免許証は、併記免許証の免許証番号を改訂して作成し、交付すること。

4 更新免許証を交付する際、旧免許証の返還を希望する者に対しては、旧免許証を 2 か所以上せん孔処理して交付することができる。

（暗証番号に関する事務）

第 31 条の 2 IC カード免許証の暗証番号に関する事務は、免許センター等において行う。

2 暗証番号に関する申請その他届出を受けた場合に係る事務は、次の要領により処理するものとする。

(1) 暗証番号を失念した場合

ア 暗証番号を失念した旨の届出を受けたときは、暗証番号照会・閉塞解除依頼書（別記様式第 29 の 2）へ必要な事項の記載を求め、運転者管理業務における暗証番号照会・閉塞解除機能により確認した上で、当該申請者に通知すること。

イ 他の都道府県公安委員会が暗証番号を保有している場合は、当該公安委員会に照会した上で、同様に処理すること。ただし、警察署又は幹部派出所において届出を受けた場合は、主管課に照会を依頼すること。

(2) 暗証番号が使用不能になった場合

暗証番号を繰り返し誤って入力し使用不能（以下「閉塞」という。）となった旨の届出を受けたときは、暗証番号照会・閉塞解除依頼書に必要な事項の記載を求め、当該申請者本人が持参した免許証の暗証番号を閉塞解除すること。

(3) 申請者の本人確認

暗証番号を失念したなどの届出を受けたときは、必ず免許証により本人であることを確認した上で処理すること。

(4) 暗証番号の設定を拒否した場合

主管課、試験場及び主管課（西部）において申請者が暗証番号の設定を拒否した場合は、当該申請者に対し、暗証番号を設定しないことで起こり得る損害の危険性について十分説明するものとし、それでもなお、暗証番号の設定を拒否したときは、暗証番号の設定に関する自認書（別記様式第 29 の 3）に署名を求め、当該申請書とともに保管しておくこと。

(国外免許証の処理)

第 32 条 国外免許証の申請及び交付の場所は、主管課、試験場及び主管課（西部）とする。

2 国外免許証の申請及び交付について必要なことは、別に定める。

(返納免許証の処理)

第 33 条 主管課長及び所轄署長は、免許証の返納を受けたときは、直ちに当該免許証に「無効」の表示を行って使用不能状態にし、速やかに監督者立会のもとに裁断処理した上、その状況を返納免許証処理簿（別記様式第 28）によって明らかにしておくものとする。

2 主管課、試験場、主管課（西部）、警察署、幹部派出所、交番及び駐在所で受理した細則第 23 条の免許証返納届書は、速やかに主管課長に送付するものとする。

(免許情報の保管、管理等)

第 34 条 主管課長は、申請用写真等の貼付されている申請書（以下「免許情報」という。）を、施錠設備のある場所に保管して、管理するものとする。

第 4 章 指定自動車教習所及び指定講習機関事務

(指定自動車教習所及び指定講習機関の指定等)

第 35 条 主管課長は、指定自動車教習所及び指定講習機関(以下「指定教習所等」という。)の指定を受けようとする者(以下「指定前教習所等」という。)から届出を受けた場合は、速やかに本部長に報告しなければならない。

- 2 主管課長は、法第 99 条第 1 項、法第 108 条の 4 第 1 項並びに令第 35 条及び規則第 35 条指定講習機関に関する規則(平成 2 年 5 月国家公安委員会規則第 1 号)第 2 条に定める事項について適切な指導を行うものとする。
- 3 前項に掲げる指定前教習所等に対する指導は、別に定める要領に基づいて行うものとする。

(指導監督及び検査等)

第 36 条 主管課長は、指定教習所等に対する指導監督を行い、教習又は講習の水準及び技能検定水準の均衡と教習指導員、技能検定員及び運転習熟指導員の指導能力及び検定能力の均一化に努め、指導教習所等内の格差是正と教習所等全体の水準の向上を図るものとする。

- 2 指定教習所等の検査は、総合検査及び随時検査について主管課長が別に定める要領により実施するものとし、その結果、特異事項についてはその都度本部長に報告するものとする。

(報告及び資料の提出)

第 37 条 主管課長は、指定教習所等に対して必要な報告及び資料の提出を求め常にその実態を把握しておかなければならない。

- 2 前項に定める報告及び資料の提出要領は、別に定める。

(指定申請書の記載事項の変更)

第 38 条 指定申請書の記載事項の変更届は、別に定める要領により主管課長が処理するものとする。ただし、管理者の変更等特異事項は本部長に報告し、その指揮を受けるものとする。

附 則

この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 5 月 17 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 10 月 9 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 27 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成8年8月30日本部訓令第12号)
この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成10年1月30日本部訓令第1号)
この訓令は、平成10年2月1日から施行する。

附 則(平成10年9月10日本部訓令第11号)
この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年10月27日本部訓令第17号)
この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成13年3月26日本部訓令第2号)
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月29日本部訓令第10号)
この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日本部訓令第8号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日本部訓令第10号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月2日本部訓令第22号)
この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年4月18日本部訓令第15号)
この訓令は、平成18年4月20日から施行する。

附 則(平成18年8月25日本部訓令第25号)
この訓令は、平成18年8月28日から施行する。

附 則(平成18年12月20日本部訓令第28号)
この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月8日本部訓令第6号)
この訓令は、平成19年3月8日から施行する。

附 則(平成19年6月1日本部訓令第13号)
この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成19年7月19日本部訓令第20号)
この訓令は、平成19年7月19日から施行する。

附 則(平成19年9月25日本部訓令第23号)
この訓令は、平成19年9月125日から施行する。

附 則(平成19年9月28日本部訓令第24号)
この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日本部訓令第20号)
この訓令は、平成20年9月28日から施行する。

附 則(平成21年5月28日本部訓令第8号)
この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年8月26日本部訓令第14号)
この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成22年1月15日本部訓令第1号)
この訓令は、平成22年1月31日から施行する。

附 則(平成23年2月15日本部訓令第2号)
この訓令は、平成23年2月21日から施行する。

附 則(平成24年3月22日本部訓令第10号)
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月5日本部訓令第22号)
この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年5月27日本部訓令第11号)
この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成28年4月27日本部訓令第14号)
この訓令は、平成28年5月20日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 10 日本部訓令第 6 号)
この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 25 日本部訓令第 3 号)
この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 29 日本部訓令第 6 号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、この訓令による改正後の自動車等運転免許事務取扱の代行に関する訓令別表第 4 の 2 の規定の適用については、「申請をした日前 5 年以内に免許証の更新を受けずに免許の効力を失い」とあるのは「平成 28 年 4 月 1 日以後に免許証の更新を受けずに免許が効力を失い」とする。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日本部訓令第 28 号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の改正前の規定に基づいて作成した様式は、この訓令の改正後の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(令和 3 年 9 月 30 日本部訓令第 15 号)
この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 12 日本部訓令第 10 号)
この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 22 日本部訓令第 25 号)
この訓令は、令和 5 年 12 月 23 日から施行する。

別表第 1(第 1 条の 2 関係)

条項	事務の内容	代行者		
		部長	主管課長	署長

1 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)				
第 89 条第 1 項	運転免許申請書等の受理及び運転免許試験の実施に関する事		○	
第 89 条第 2 項	運転免許 (以下「免許」という。)の申請に係る質問票の交付に関する事		○	
第 89 条第 3 項	技能検査及び技能を有すると認める旨を証する書面の交付に関する事		○	
第 90 条第 1 項又は第 2 項	免許の拒否に関する事		○	
第 90 条第 4 項	免許の拒否に係る弁明の機会の通知に関する事		○	
第 90 条第 7 項において読み替えて準用する同条第 4 項	免許の取消しに係る弁明の機会の通知に関する事		○	
第 90 条第 8 項	医師の診断書に係る提出命令に関する事		○	
第 90 条第 9 項又は第 10 項	免許を受けることができない期間の指定に関する事		○	
第 90 条第 11 項	他の公安委員会への通知及び通知の受理に関する事		○	
第 90 条第 14 項	仮運転免許の拒否に係る弁明の機会の通知に関する事		○	
第 90 条の 2 第 2 項	免許を与えない処分に関する事		○	
第 91 条	免許の条件の付与及び変更に関する事		○	
第 91 条の 2	申請による免許の条件の付与等に関する事		○	
第 92 条第 1 項	運転免許証(以下「免許証」という。)の交付に関する事		○	○
第 92 条第 2 項	異なる免許を与えるときの免許証の交付に関する事		○	
第 93 条第 1 項	免許証の記載事項に関する事		○	○
第 93 条第 2 項	免許の条件の記載事項に関する事		○	
第 93 条の 2	免許証への電磁的方法による記録に関する事		○	○
第 94 条第 1 項	免許証の記載事項変更届の受理及び変更事項の記載に関する事		○	○
第 94 条第 2 項	免許証の再交付申請書の受理及び再交付に関する事		○	

第97条の2第1項	運転免許試験の一部免除に関する こと。		○	
第97条の2第2項	運転免許試験を免除しないことに関 すること。		○	
第97条の2第3項	外国等の行政庁等の免許を有する者 の運転免許試験の一部免除に関する こと。		○	
第97条の2第4項	運転免許試験の一部免除に関するこ と。		○	
第97条の3	運転免許試験の停止、合格決定の取 消し又は受験の拒否に関すること。		○	
第98条第2項	自動車教習所の届出の受理に関する こと。		○	
第98条第3項	自動車教習所の設置者又は管理者に 対する指導及び助言に関すること。		○	
第98条第4項	自動車安全運転センターに対する自 動車教習所職員の研修等の要求に関 すること。		○	
第98条第5項	自動車教習所の設置者又は管理者に 対する報告又は資料の提出要求に関 すること。		○	
第99条第1項	指定自動車教習所の指定申請の受理 に関すること。	○		
第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付並びに道 路交通法第99条の2第4項第1号イ の規程による審査及び同号ハの規程 による認定に関すること。		○	
第99条の2第5項	技能検定員資格者証の返納命令に関 すること。	○		
第99条の3第4項	教習指導員資格者証の交付並びにど うろ交通法第99条の3第4項第1号 イの規程による審査及び同号ハの規 程による認定に関すること。		○	
第99条の3第5項	教習指導員資格者証の返納命令に関 すること。	○		
第99条の6第1項	指定自動車教習所の設置者又は管理 者に対する報告若しくは資料の提出 の要求又は立入り、検査若しくは質 問に関すること。		○	
第99条の7第1項	指定自動車教習所の設置者又は管理	○		

	者に対する適合命令に関する事			
第 99 条の 7 第 2 項	指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する業務監督命令に関する事	○		
第 100 条の 2 第 1 項	再試験の実施に関する事		○	
第 100 条の 2 第 4 項	再試験の通知に関する事		○	
第 100 条の 2 第 5 項	再試験受験申込書の受理に関する事		○	
第 100 条の 3 第 1 項	他の公安委員会への試験移送通知書の送付に関する事		○	
第 100 条の 3 第 2 項	試験移送通知書の受理及び再試験の実施に関する事		○	
第 100 条の 3 第 3 項	再試験の通知及び実施に関する事		○	
第 101 条第 1 項	免許証の更新に関する事		○	
第 101 条第 3 項	免許証の更新に係る書面の送付に関する事		○	
第 101 条第 4 項	免許証の更新に係る質問票の交付に関する事		○	
第 101 条第 5 項	免許証の更新時における適性検査に関する事		○	
第 101 条第 6 項	免許証の更新に関する事		○	
第 101 条の 2 第 1 項	免許証の更新(特例)申請の受理に関する事		○	
第 101 条の 2 第 2 項	免許証の更新(特例)申請に係る質問票の交付に関する事		○	
第 101 条の 2 第 3 項	免許証の更新(特例)時における適性検査に関する事		○	
第 101 条の 2 第 4 項	免許証の更新(特例)に関する事		○	
第 101 条の 2 の 2 第 1 項	免許証の更新(経由地)申請の受理に関する事		○	
第 101 条の 2 の 2 第 2 項	免許証の更新(経由地)時における適性検査に関する事		○	
第 101 条の 2 の 2 第 3 項	免許証の更新(経由地)時における適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の送付に関する事		○	
第 101 条の 2 の 2 第 4 項	免許証の更新(経由地)時講習を受講した場合の通知に関する事		○	
第 101 条の 2 の 2 第 5 項	免許証の更新(経由地)時における適		○	

	性検査の再検査とその通知に関する こと。			
第 101 条の 3 第 2 項	更新時講習の不受交者に対する更新 の拒否に関すること。		○	
第 101 条の 4 第 2 項	認知機能検査等に関すること。		○	
第 101 条の 4 第 3 項	運転技能検査等に関すること。		○	
第 101 条の 4 第 4 項	運転技能検査等の結果に基づく更新 の拒否に関すること。		○	
第 101 条の 4 第 5 項	高齢者講習の受講、認知機能検査等 の受検及び運転技能検査等の受検に 必要な事項を記載した書面の送付に 関すること。		○	
第 101 条の 5	免許を受けた者に対する報告徴収に 関すること。		○	
第 101 条の 6 第 1 項	医師の届出の受理に関すること。		○	
第 101 条の 6 第 2 項	医師への回答に関すること。		○	
第 101 条の 6 第 4 項	他の公安委員会への通知に関するこ と。		○	
第 101 条の 7 第 1 項	臨時認知機能検査に関すること。		○	
第 101 条の 7 第 2 項	臨時認知機能検査の通知に関するこ と。		○	
第 101 条の 7 第 4 項	臨時認知機能検査の結果に基づく臨 時高齢者講習に関すること。		○	
第 101 条の 7 第 5 項	臨時認知機能検査の結果に基づく臨 時高齢者講習の通知に関すること。		○	
第 102 条第 1 項から第 4 項まで	臨時適性検査又は医師の診断書の提 出命令に関すること。		○	
第 102 条第 5 項	道路交通法施行令第 37 条の 7 各号に 掲げる場合に実施する臨時適性検査 に関すること。		○	
第 102 条第 6 項	臨時適性検査の期日、場所その他必 要な事項の通知に関すること。		○	
第 103 条第 3 項及び第 5 項(第 107 条 の 5 第 9 項において準用する場合を 含む。)	他の公安委員会への処分移送通知書 の送付及び他の公安委員会から送付 された処分移送通知書の受理に関す ること。		○	
第 103 条第 6 項	医師の診断書の提出を命ずること。		○	
第 103 条第 9 項(第 107 条の 5 第 9 項 において準用する場合を含む。)	他の公安委員会への処分した旨の通 知及び他の公安委員会からの処分し た旨の通知の受理に関すること。		○	

第103条の2第4項(第107条の5第10項において読み替えて準用する場合を含む。)	仮停止(仮禁止)通知書及び提出を受けた免許証(第107条の2に規程する国際運転免許証等(以下「国際運転免許証等」という。))の受理に関する事 こと。		○	
第103条の2第5項(第107条の5第10項において読み替えて準用する場合を含む。)	他の公安委員会への仮停止(仮禁止)通知書及び免許証(国際運転免許証)の送付及びこれらの書類の他の公安委員会からの受理に関する事 こと。		○	
第104条第1項	意見の聴取の期日及び場所の決定、通知並びに公示に関する事 こと。		○	○
第104条の2第2項	聴聞の通知並びに期日及び場所の公示に関する事 こと。		○	
第104条の2の2第1項	再試験の不合格者に対する免許の取消しに関する事 こと。		○	
第104条の2の2第3項	再試験に係る処分移送通知書に関する事 こと。		○	
第104条の2の2第4項	他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理及び取消しに関する事 こと。		○	
第104条の2の2第7項	処分結果の通知に関する事 こと。		○	
第104条の2の4第3項	特例取得免許の処分移送通知書の送付に関する事 こと。		○	
第104条の2の4第4項	他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理及び取消しに関する事 こと。		○	
第104条の2の4第7項	処分結果の通知に関する事 こと。		○	
第104条の3第1項(第107条の5第11項において読み替えて準用する場合を含む。)	免許の取消し(国際運転免許証等による自動車等の運転禁止)に係る書面の交付に関する事 こと。		○	
第104条の3第4項(第107条の5第11項において読み替えて準用する場合を含む。)	出頭命令に係る通知の受理及び保管検挙証(国際運転免許証等)の受理に関する事 こと。		○	
第104条の3第5項	保管免許証の返還に関する事 こと。		○	
第104条の4第1項	免許の取消し申請に関する事 こと。 上記の場合において他の種類の免許を受けたい旨の申出の受理に関する事 こと。		○	○
第104条の4第2項	免許の取消し申請に係る免許の取消し決定に関する事 こと。		○	

第 104 条の 4 第 3 項	申請により免許を取り消された場合における返納された免許証の受理に関すること。		○	○
	申出に係る免許を与えることに関すること。		○	
第 104 条の 4 第 5 項 (第 105 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)	運転経歴証明書の交付申請の受理に関すること。		○	○
第 104 条の 4 第 6 項 (第 105 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)	運転経歴証明書の交付に関すること。		○	○
第 106 条	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。		○	
第 107 条第 1 項	返納された免許証の受理に関すること。		○	○
第 107 条第 2 項	再試験及び申請により免許を取り消された場合における返納された免許証の受理及び他の種類の免許に係る免許証の交付に関すること。		○	
第 107 条の 3 の 2	国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収に関すること。		○	
第 107 条の 4 第 1 項	国際運転免許証等を所持する者について行う臨時適性検査の実施及びその期日、場所その他必要な事項の通知に関すること。		○	
第 107 条の 4 第 3 項	臨時適性検査の結果に基づく措置命令に関すること。		○	
第 107 条の 5 第 5 項	提出された国際運転免許証等の受理に関すること。		○	
第 107 条の 5 第 6 項	提出又は送付を受けた国際運転免許証等の返還に関すること。		○	
第 107 条の 5 第 7 項	運転禁止期間中に本邦に再上陸した者から提出された国際運転免許証等の受理及び当該国際運転免許証等の返還に関すること。		○	
第 107 条の 5 第 8 項	国際運転免許証等への処分事項の記載に関すること。		○	
第 107 条の 6	国家公安委員会への報告に関すること。		○	

第 107 条の 7 第 2 項	国外運転免許証交付申請書の受理に関すること。		○	
第 107 条の 7 第 3 項	国外運転免許証の交付に関すること。		○	
第 107 条の 10 第 1 項	国外運転免許証の返納に関すること。		○	○
第 107 条の 10 第 2 項	提出された国外運転免許証の受理に関すること。		○	○
第 107 条の 10 第 3 項	国外運転免許証の返納に関すること。		○	○
第 108 条の 2 第 1 項第 2 号	取消処分者講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 3 号	停止処分者講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 4 号	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許の取得時講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 5 号	大型二輪免許又は普通二輪免許の取得時講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 6 号	原付講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 7 号	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の取得時講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 8 号	応急救護処置講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 9 号	指定自動車教習所の職員に対する講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 10 号	初心運転者講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 11 号	更新時講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 12 号	高齢者講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 13 号	軽微違反行為をした者の講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 1 項第 14 号	若年運転者講習に関すること。		○	
第 108 条の 2 第 2 項	車両の運転者に対する講習に関すること。		○	
第 108 条の 3 第 1 項	初心運転者講習基準該当者への通知に関すること。		○	
第 108 条の 3 の 2	軽微違反行為をした者の講習の通知に関すること。		○	
第 108 条の 3 の 3	若年運転者講習基準該当者への通知に関すること。		○	
第 108 条の 3 の 4 第 1 項	講習通知事務の委託に関すること。		○	

第108条の4第1項	指定講習機関の指定に関すること。	○		
第108条の4第2項	指定講習機関の指定の申請に関すること。		○	
第108条の6第1項	講習業務規程の認可に関すること。		○	
第108条の8第1項	指定講習機関に対する適合命令に関すること。	○		
第108条の8第2項	特定講習に関する命令に関すること。	○		
第108条の9	特定講習機関に対する検査の実施並びに報告又は資料の提出の要求及び受理に関すること。		○	
第108条の10	特定講習の休廃止の許可に関すること。	○		
第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定に関すること。	○		
第108条の32の2第2項	運転免許取得者等教育の認定の公示に関すること。	○		
第108条の32の2第4項	認定を受けて運転免許取得者等教育を行うものに対する指導又は助言等に関すること。		○	
第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定に関すること。		○	
第108条の32の3第2項	運転免許取得者等検査の認定の公示に関すること及び認定を受けて運転免許取得者等検査を行うものに対する指導又は助言等に関すること。		○	

2 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)

第32条の3第1項及び第2項	緊急自動車の運転資格の審査に関すること。		○	
第32条の3の2第2項	緊急自動車の運転資格の審査に関すること。		○	
第32条の5第1項及び第2項	緊急自動車の運転資格の審査に関すること。		○	
第32条の7第2号	19歳から大型免許等を受けることができる課程の指定に関すること。	○		
第32条の8第2号	19歳から中型免許等を受けることができる課程の指定に関すること。	○		
第37条の4第7号	再試験の受験期間の特例に係る認定に関すること。		○	
第37条の11第7号	若年運転者講習の受講期間の特例に		○	

	係る認定に関すること。			
第 40 条の 2 第 2 号	免許関係事務の委託をした旨の公示に関すること。	○		
第 41 条の 2	初心運転者講習の受験期間の特例に係る認定に関すること。		○	
3 道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)				
第 18 条の 3	免許の拒否に係る通知に関すること。		○	
第 18 条の 5	限定解除審査書の受理に関すること。		○	
第 22 条第 1 項	運転免許試験に係る道路等の指定に関すること。		○	
第 22 条第 2 項	運転免許試験に係る日時又は場所の指定に関すること。		○	
第 22 条第 3 項	運転免許試験に係る新たな日時の指定に関すること。		○	
第 26 条の 3 第 2 項	認知機能検査に係る書類の交付に関すること。		○	
第 26 条の 5 第 6 項	運転技能検査に係る書類の交付に関すること。		○	
第 28 条	運転免許試験成績証明書の交付に関すること。		○	
第 29 条の 2 第 1 項	特例更新申請書の受理に関すること。		○	
第 29 条の 2 の 2 第 1 項	免許証の更新(経由地)申請書の受理に関すること。		○	
第 29 条の 3 第 2 項	公安委員会が認める医師の認定に関すること。		○	
第 30 条の 9 第 4 項	申請に基づく免許の取消しの通知に関すること。		○	○
第 30 条の 12 第 1 項	運転経歴証明書の記載事項変更届の受理及び変更事項の記載に関すること。		○	○
第 30 条の 13 第 1 項	運転経歴証明書の再交付申請書の受理及び再交付に関すること。		○	○
第 30 条の 14	返納された運転経歴証明書の受理に関すること。		○	○
第 31 条の 4 の 2	公安委員会が定めた法人の資格認定要件の審査に関すること。		○	
第 31 条の 6 第 1 項	定期的な報告書の提出要求に関する		○	

	こと。			
第 31 条の 6 第 2 項	報告及び資料の提出要求に関すること。		○	
第 33 条第 5 項第 2 号ニ(第 34 条の 3 第 1 項第 3 号において準用する場合を含む。)	応急救護処置講習指導員の認定に関すること。		○	
第 36 条	指定申請書の変更届の受理に関すること。		○	
第 37 条の 2 第 2 項	適性検査の結果に基づく命令書の交付に関すること。		○	
第 38 条第 8 項第 2 号	応急救護処置の指導能力の認定に関すること。		○	
第 38 条第 15 項	終了証明書等の交付に関すること。		○	
第 38 条の 2	講習を終了した者であることを照明する書類の交付に関すること。		○	
第 38 条の 3	公安委員会が定めた法人の資格認定要件の審査に関すること。		○	
第 38 条の 4 第 3 項	初心運転者講習を受講していなかったやむを得ない理由を証する書類の受理に関すること。		○	
第 38 条の 4 の 2 第 3 項	違反者講習を受講していなかったやむを得ない理由を証する書類の受理に関すること。		○	
第 38 条の 4 の 2 の 2 第 3 項	若年運転者講習を受講していなかったやむを得ない理由を証する書類の受理に関すること。		○	
第 38 条の 4 の 6 第 1 項第 1 号	運転免許取得者等教育の課程において指導を行う者に関すること。		○	
4 指定講習機関に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号)				
第 3 条	指定の公示に関すること。		○	
第 4 条第 1 項	名称等の変更の届出等の受理に関すること。		○	
第 4 条第 2 項	名称等の変更に係る公示に関すること。	○		
第 4 条第 3 項	書類の内容の変更届出の受理に関すること。		○	
第 5 条第 1 項第 5 号	運転適性指導員の資格の審査に関すること。		○	
第 7 条第 5 号	運転習熟指導について技能及び知識に関する審査に関すること。		○	

第9条第1項	講習業務規程の認可申請の受理に関する事 こと。		○	
第9条第2項	講習業務規程の変更認可申請の受理に 関すること。		○	
第11条	講習結果報告書の受理に関するこ と。		○	
第13条	事業報告書及び収支決算書の受理に 関すること。		○	
第14条第1項	休廃止の許可申請の受理に関するこ と。		○	
第14条第2項	許可の公示に関する事 こと。	○		
第15条	指定講習機関の指定取消しの公示に 関すること。	○		
第16条	特定講習の業務の引継ぎ等に関する 事 こと。		○	
第17条	特定講習指導員の指名に関するこ と。		○	
第18条第1項	連絡等に関する事 こと。		○	
第18条第2項	必要な配慮に関する事 こと。		○	
5 届出自動車教習所が行う教習の過程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)				
第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号	応急救護処置講習指導員の認定に関する事 こと。		○	
第2条	申請書の受理に関する事 こと。		○	
第3条	指定書の交付に関する事 こと。		○	
第4条	記載事項の変更の届出の受理に関する事 こと。		○	
第7条	報告又は資料の提出要求に関する事 こと。		○	
第8条第2項	指定取消通知書の通知に関するこ と。		○	
6 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)				
第1条	技能検定員の審査及び審査の可否の判定に関する事 こと。	○		
第2条	技能検定員審査の公示に関するこ と。	○		

第3条	技能検定員審査申請書の受理に関する こと。		○	
第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付に 関すること。		○	
第5条第2項	技能検定員審査合格証明書の再交付 に関すること。		○	
第6条	技能検定員審査に合格した者等と同 等以上の技能及び知識を有すると認 める者としての認定に関すること。		○	
第7条第1項	技能検定員資格証の交付に関するこ と。		○	
第7条第2項	技能検定員資格者証の交付申請書の 受理に関すること。		○	
第8条第1項	技能検定員資格者証の再交付に関す ること。		○	
第8条第2項	技能検定員資格者証の書換えに関す ること。		○	
第9条第1項	技能検定員資格者証の返納命令書の 交付に関すること。		○	
第9条第2項	技能検定員資格者証の返納受理に関 すること。		○	
第10条第1項	教習指導員の審査及び審査の合否の 判定に関すること。	○		
第10条第2項	教習指導員審査の公示に関するこ と。	○		
第11条第1項	教習指導員審査申請書の受理に関す ること。		○	
第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付に 関すること。		○	
第13条第2項	教習指導員審査合格証明書の再交付 に関すること。		○	
第14条	教習指導員審査に合格した者等と同 等以上の技能及び知識を有すると認 める者としての認定に関すること。		○	
第15条第1項	教習指導員資格者証の交付に関する こと。		○	
第15条第2項	教習指導員資格者証の交付申請書の 受理に関すること。		○	
第16条第1項	教習指導員資格者証の再交付及び書 換えに関すること。		○	

第16条第2項	教習指導員資格者証の返納受理に関すること。		○	
7 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)				
第2条第1号イ(3)	運転免許取得者等教育に関する技能及び知識を有する者の認定に関すること。		○	
第2条第1号イ(4)	応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有する者の認定に関すること。		○	
第6条	運転免許取得者等教育の認定の公示に関すること。	○		
第7条第1項	運転免許取得者等教育を行う者が第5条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときの届出に関すること。		○	
第7条第2項	変更届による変更に係る公示に関すること。		○	
第7条第3項	第5条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があった際に認定教育実施者の行う変更届に関すること。		○	
第12条	認定取消しの公示に関すること。	○		
第13条	申請書等の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記載した電磁的記録媒体による手続に関すること。		○	
8 応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号)				
第4号	応急救護処置に必要な知識の指導の能力の認定に関すること。		○	
9 鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)				
第14条	免許条件の解除又は変更に係る申請書の受理に関すること。		○	
第15条	試験場所の指定に関すること。		○	
10 行政手続法(平成5年法律第88号)				
第15条第1項	聴聞の通知に関すること。		○	○
第15条第3項(第22条第3項、第25条及び第31条において準用する場合を含む。)	聴聞又は弁明の機会の付与に係る通知に係る掲示に関すること。		○	
第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定		○	

	に關すること。			
第 24 条第 4 項	聴聞調書等の閲覧の許可に關すること。		○	
第 29 条第 1 項及び第 2 項	弁明の機会の付与の方式の決定に關すること。		○	
第 30 条	弁明の機会の付与の通知に關すること。		○	

11 聴聞及び弁明の機会の付与に關する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号)

第 9 条第 1 項(第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。)	聴聞又は弁明の機会の付与の期日及び場所の変更に關すること。		○	
第 9 条第 2 項(第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。)	変更申出書の受理に關すること。		○	
第 9 条第 3 項(第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。)	聴聞又は弁明の機会の付与の期日及び場所の変更通知に關すること。		○	
第 10 条第 1 項	文書閲覧請求書の受理に關すること。		○	
第 10 条第 2 項	文書等の閲覧許可並びに閲覧の日時及び場所の通知に關すること。		○	
第 12 条第 1 項	聴聞の審査の公開の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示に關すること。		○	

12 道路交通法の規程に基づく意見の聴取及び弁明の付与に關する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 27 号)

第 8 条第 1 項	意見の聴取の期日又は場所の変更に關すること。		○	
第 8 条第 2 項	意見の聴取の期日又は場所の変更を求める書面の受理に關すること。		○	
第 8 条第 3 項	意見の聴取の期日又は場所の変更通知及び公示に關すること。		○	

13 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に關する規則(令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号)

第 2 条	申請書の受理に關すること。		○	
第 3 条	指定書の交付に關すること。		○	
第 4 条	記載事項の変更の届出の受理に關すること。		○	
第 8 条	報告又は資料の提出要求に關すること。		○	
第 9 条第 2 項	指定取消通知書の通知に關すること。		○	

14 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)			
第4条第1項第4号	運転免許取得者等検査を行う者による第1条第1号に掲げる運転免許取得者等検査の指定の申請及び指定に関すること。	○	
第4条第2項第4号	運転免許取得者等検査を行う者による第1条第2号に掲げる運転免許取得者等検査の指定の申請及び指定に関すること。	○	
第7条	運転免許取得者等検査の認定の公示に関すること。	○	
第8条第1項	運転免許取得者等検査を行う者が第6条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときの届出に関すること。	○	
第8条第2項	変更届による変更に係る公示に関すること。		○
第8条第3項	第6条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があった際に認定検査実施者の行う変更届に関すること。		○
第13条	認定取消しの公示に関すること。	○	
第14条	申請書等の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記載した電磁的記録媒体による手続に関すること。		○

別表第1の2(第16条関係)

申請書に記載する事項及び添付、提示すべき書類等

申請の別	添付又は提示する書類等
運転免許申請	1 規則第17条から18条の2までに規定するもの 2 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者が同号に定められた期間内に申請をする場合は、失効した免許証 3 原付講習終了証明書(原付免許申請の場合) 4 取消処分者講習終了証明書(取消処分者で過去1年以内に取消処分者講習を終了した者)
免許証記載事項変更届	1 規則第20条に規定するもの 2 生年月日又は性別の訂正を受けるものについては、住民票の写し 3 現有免許証

運転免許証再交付申請	規則第 21 条に規定するもの
運転免許証更新申請	1 規則第 29 条に規定するもの 2 現有免許証
免許証の更新期間前における免許証更新申請	1 規則第 29 条の 2 に規定するもの 2 現有免許証
運転免許証経由更新申請	1 規則第 29 条の 2 の 2 に規定するもの 2 現有免許証
運転免許取消申請	1 規則第 30 条の 9 に規定するもの 2 現有免許証
運転経歴証明書交付申請	規則第 30 条の 10 に規定するもの
運転経歴証明書記載事項変更届	1 規則第 30 条の 12 に規定するもの 2 現有運転経歴証明書
運転経歴証明書再交付申請	規則第 30 条の 13 に規定するもの
運転経歴証明書返納届	細則第 21 条の 3 に規定するもの
国外運転免許証交付申請	1 規則第 37 条の 9 に規定するもの 2 外国に渡航する者であることを証明する書類
運転免許証返納届	細則第 23 条に規定するもの
免許審査申請	1 規則第 18 条の 5 に規定するもの 2 技能審査については、現有免許証 3 書面審査については、現有免許証及び指定自動車教習所の発行する技能審査合格証明書 4 条件解除審査については、現有免許証
申請書等の記載上の注意事項	1 申請者が日本の国籍を有しない者(以下「外国人」という。)である場合は次のことを留意する。 (1) 生年月日は、日本国の年号に換算して記載する。 (2) 日本名を有する者については、「日本名こと外国名」の例によって記載する。 2 免許年月日は、第 1 種免許、第 2 種免許とも免許年月日の最も古いものを記載する。 3 運転免許申請書の試験免除の該当事由は、当該事由があれば具体的に記載させ、ない場合は斜線をひく。

別表第 2(第 17 条関係)

更新申請書類の処理要領

申請書の受理場所	処理要領
主管課	1 規則第 29 条第 7 項の定める規定によって行う適性検査の結果を更新申

試験場 主管課(西部)	<p>請書に記載し、係員欄に検査者が押印する。</p> <p>2 免許端末をもって別に定める要領によって処理する。</p> <p>3 申請書を直接撮影装置又は複写撮影装置に読み込ませ、免許証を作成し、同時に免許情報をファイリングする。</p> <p>4 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に定める講習を行う。</p>
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第 2 の 2(第 17 条の 2 関係)

経由更新申請書類の処理要領

申請書の受理場所	処理要領
主管課 試験場 主管課 (西部)	<p>1 規則第 29 条第 7 項の規定によって行う適性検査の結果及び法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号又は第 12 号に定める講習の受講の有無を更新申請書及び経由申請書に記載し、担当者が押印する。</p> <p>2 経由申請書は、申請を受理した場所の長が保管し、更新申請書及び適性検査結果通知書等については、申請者の住所地を管轄する公安委員会へ送付する。</p> <p>3 経由申請書の余白等に下記の事項を記載し、暗証番号を設定させるものとする。その際、暗証番号についての必要性等を十分に教示すること。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>

別表第 3(第 17 条関係)

適性検査によって合格基準に達しない場合の措置

免許証に記載されている免許	措置	備考
免許の種類が大型免許、中型免許又は準中型免許	普通免許の新規申請	1 新規申請をさせる下位免許についての免許試験は、適性試験のみとすること。

一個の場合	許		2 失効して上位免許は、視力等が回復して1月以内に新規申請を行った場合は、法第97条の2第1項第3号の免除規定を適用すること。 3 運転免許証返納届の写しを本人に交付するとともに、主管課長から次の証明書を交付するので、運転免許証返納届欄外に「要証明書」と朱書すること。
	普通免許、中型免許(8t)、準中型免許(5t)又は大型特殊免許	小型特殊免許又は原付免許の新規申請	
	大型二輪免許又は普通二輪免許	同上	
免許の種類が二個以上の場合	大型免許、中型免許又は準中型免許と普通免許	普通免許の更新申請	
	大型免許と中型免許(8t)	中型免許(8t)の更新申請	証明書様 あなたは()のため、免許証更新時の適性検査の合格基準に達しないので()免許の更新をすることができませんが、疾病等が回復して1月以内に受験されるときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号の規定により、運転免許試験の一部を免除します。 年 月 日 鳥取県公安委員会 印
	大型免許又は中型免許と準中型免許(5t)	準中型免許(5t)の更新申請	
	大型二種免許又は中型二種免許と普通二種免許	普通免許又は中型免許(8t)の記載があれば、普通免許又は中型免許(8t)について更新申請、その記載がない場合は、普通免許について新規申請をさせる。	
	第二種免許と大型二輪免許又は普通二輪免許	普通免許又は中型免許(8t)の記載があれば、その免許と大型二輪免許又は普通二輪免許の更新申請、その記載がないときは、普通免許の新規申請をさせるとともに、大型二輪免許又は普通二輪免許の更新申請をさせる。この場合は、両申請書にその旨を記載すること。	(注意) 1 免許申請をするときは、この証明書と運転免許証返納届の写しを提出してください。 2 この証明書は、鳥取県において受験する場合に限って有効です。
	第二種免許と原付免許又は小型特殊免許	普通免許も記載されているときは、普通免許と原付免許又は小型特殊免許の更新申請、普通免許の記載がないときは、普通免許の新規申請と原付免許又は小	

		型特殊免許の更新申請をさせる
第二種免許 とけん引第 二種免許		普通免許の記載があるときは、普通免許について更新申請、その記載がないときは、普通免許の新規申請をさせる。
大型免許、 中型免許、 準中型免 許、普通免 許又は大型 特殊免許と けん引免許		大型免許、中型免許、準中型免許及びけん引免許を除いた免許の更新申請。ただし、普通免許又は大型特殊免許の合格基準に達しない場合は、小型特殊免許又は原付免許の新規申請をさせる。

別表第 4(第 20 条関係)

再交付申請書の処理要領

申請書 の受理 場所	処理要領
主管課 試験場 主管課 (西部)	<ol style="list-style-type: none"> 規則第 21 条に定める規定によって、再交付申請書、免許証(当該免許証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)及び申請用写真(細則第 19 条の 2 第 1 項の規定により、規則第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、申請用写真の添付を要しない。)を受理する。 免許端末をもって、別に定める要領によって処理する。 申請書を直接撮影装置又は複写撮影装置に読み込ませ、免許証を作成し、同時に免許情報をファイリングする。

別表第 4 の 2(第 21 条の 2 関係)

運転経歴証明書交付申請書の処理要領

申請書 の受理 場所	処理要領
主管課 試験場 主管課 (西部) 警察署 幹部派 出所	<ol style="list-style-type: none"> 交付申請は、申請取消し(全部取消しに限る。)を行った時点及び申請をした日前 5 年以内に申請取消し(全部取消しに限る。)を受け、かつ、運転免許がない者又は申請をした日前 5 年以内に免許証の更新を受けずに免許の効力を失い、かつ、運転免許がない者(令第 39 条の 2 の 5 第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。)に限る。 経歴証明書の作成は直接撮影装置又は複写撮影装置の設置場所で行う。 経歴証明書の交付は原則として後日交付とし、左記の申請書の受理場所で申請日から 2 週間以内に行う。ただし、直接撮影装置により経歴証明書を作成す

	る場合は、即日交付することができる。 4 経歴証明書は、申請者がやむを得ない理由によって出頭できない場合は、委任状の提出を求め、代理人に交付することができる。 5 送付による交付の場合にあっては、経歴証明書の代理受領・送付に関する ことについて、公安委員会が協定を締結しているものに交付させることができる。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第5(第27条第3項関係)

[別紙参照]

別記様式第1(第3条関係)

特別試験実施申請書

[別紙参照]

別記様式第2(第4条関係)

免許試験問題管理簿

[別紙参照]

別記様式第3(第5条関係)

運転免許試験実施状況

[別紙参照]

別記様式第4(第5条関係)

受験者名簿

[別紙参照]

別記様式第5(第7条関係)

学科試験問題指定簿

[別紙参照]

別記様式第6(第7条関係)

試験コース指定簿

[別紙参照]

別記様式第7(第8条関係)

受験者登録用紙

[別紙参照]

別記様式第8(第9条関係)

学科試験採点結果表

[別紙参照]

別記様式第9(第9条関係)

技能試験成績表

[別紙参照]

別記様式第10(第9条関係)

試験結果表

[別紙参照]

別記様式第11(第9条関係)

運転免許試験成績通知書

[別紙参照]

別記様式第12(第11条関係)

外国等免許一部免除試験報告書

[別紙参照]

別記様式第13(第12条関係)

不正事件発見(認知)報告書

[別紙参照]

別記様式第14(第12条関係)

運転免許試験合格決定取消し・受験停止処分上申書

[別紙参照]

別記様式第 14 の 2(第 16 条の 2 関係)

運転免許証更新のお知らせ

[別紙参照]

別記様式第 14 の 4(第 17 条の 3 関係)

更新時適性検査通知書

[別紙参照]

別記様式第 15 削除

別記様式第 16 削除

別記様式第 17(第 20 条関係)

免許証再交付申請者名簿

[別紙参照]

別記様式第 18 削除

別記様式第 19(第 21 条関係)

県外転出一覧表 (臨適対象者)

[別紙参照]

別記様式第 19 の 2(第 21 条関係)

運転免許証住所記録申請書

[別紙参照]

別記様式第 19 の 3 (第 21 条の 5 関係)

返納運転経歴証明書処理簿

[別紙参照]

別記様式 20(第 22 条関係)

免許情報送付処理簿

[別紙参照]

別記様式第 21 (第 22 条関係)

免許情報送付書

[別紙参照]

別記様式第 22 (第 25 条関係)

特異登録整理簿

[別紙参照]

別記様式第 23 (第 25 条関係)

運転免許事務及び免許端末取扱状況表

[別紙参照]

別記様式第 24 (第 28 条関係)

照会番号リスト

[別紙参照]

別記様式第 25 (第 30 条関係)

カード受払簿

[別紙参照]

別記様式第 26 (第 31 条関係)

運転免許証受領書

[別紙参照]

別記様式第 27 (第 31 条関係)

運転免許証送付書

[別紙参照]

別記様式第 28 (第 33 条関係)

返納免許証処理簿

[別紙参照]

別記様式第 29 削除

別記様式第 29 の 2 (第 31 条の 2 関係)

[別紙参照]

別記様式第 29 の 3 (第 31 条の 2 関係)

[別紙参照]